

重要事項説明書(福祉用具貸与・販売サービス)

1. 事業者概要

名 称	イーケアサービス
所在地	静岡県下田市大賀茂146番地
介護保険事業所番号	2270200146
居宅サービス種類	(介護予防)福祉用具貸与 (介護予防)福祉用具販売
管理者	土屋 智子
連絡先	0558-25-3113
サービス提供地域	下田市、賀茂郡

2. 事業運営の方針

- ・ 介護保険法にのっとり、施行規則の運営基準にのっとり事業運営を行います。
- ・ サービスの質の向上を目指します。
- ・ 利用者からの相談及び苦情に対して適切に対応できるよう努めます。

3. 職員体制

管 理 者 1名 福祉用具専門相談員 2名以上

4. 営業時間

平 日 午前9時から午後5時30分
休 日 土曜日・日曜・祝祭日・年末年始

5. 福祉用具貸与(介護予防含む)対象品の費用

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症徘徊老人感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置

- ・ 介護保険の適用がある場合には、利用料金の1割もしくは2割か3割が自己負担になります。ご利用額、利用者負担額は、別紙の契約書に記載いたします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、超えた部分の全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1ヶ月ごとに利用料金の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

※貸与いたしました福祉用具につきましては、定期的に、機能、衛生状態に関して点検を行います。ご要望に応じ、使用状況の確認を行ない、必要があれば、使用方法の説明、修理・交換を行います。

6. 福祉用具購入費(介護予防含む)の支給対象品

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、移動用リフトのつり具の部分、入浴補助用具、簡易浴槽。

介護保険の適用がある場合、ご購入後に、ご購入金額の9割もしくは8割か7割が保険者(市町)より支給されます。

限度額は年間10万円で、年度が変わると新たな利用が認められます。

※ご購入された福祉用具は、必要に応じて使用方法の説明、修理の受付等を行ないます。

7. 交通費

事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。ご相談ください。

8. 利用料等のお支払方法

1. お振込みの場合 毎月、月末締めで請求書と郵便局の振込用紙をお送りいたします。
2. 口座引き落としの場合 毎月、月末に締めて、翌月 28 日に口座から引き落としさせていただきます。
3. 集金について 振込ができない場合は、集金にお伺いいたします。
4. 福祉用具購入の場合は、集金にお伺いいたします。日時等にご相談ください。

9. 苦情申し立て窓口

事業所 0 5 5 8 - 2 3 - 3 1 5 6

相談責任者 堀田正道

10. 緊急連絡先

事業所 0 5 5 8 - 2 5 - 3 1 1 3

担当責任者 土屋智子